

鮫川村地域防災計画

資 料 編

* * * 目 次 * * *

資料 1	鮫川村防災会議条例	1
資料 2	鮫川村防災会議委員名簿	2
資料 3	防災関係機関名簿	3
資料 4	鮫川村災害対策本部条例	4
資料 5	鮫川村災害対策本部の組織及び運営に関する要綱	5
資料 6	鮫川村消防団条例	1 2
資料 7	鮫川村消防団規則	1 5
資料 8	消防施設及び消防団員等調べ	1 8
資料 9	5 段階の警戒レベル	1 8
資料 1 0	鮫川村土砂災害に関する避難指示等の判断基準	1 9
資料 1 1	応援要請先と根拠法令等	2 0
資料 1 2	災害応援協定締結団体	2 1
資料 1 3	重要水防区域	2 2
資料 1 4	砂防指定地	2 2
資料 1 5	山地災害危険箇所	2 3
資料 1 6	土砂災害警戒区域	2 5
資料 1 7	土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設	2 8
資料 1 8	国・県・村指定文化財一覧	2 9
資料 1 9	緊急輸送路の指定	2 9
資料 2 0	避難路の指定	3 0
資料 2 1	ヘリコプター臨時離着陸場	3 0
資料 2 2	指定一般避難所	3 1
資料 2 3	指定緊急避難場所	3 1
資料 2 4	指定福祉避難所	3 1
資料 2 5	鮫川村内医療機関等一覧	3 1
資料 2 6	東白川郡医師会所属医療機関一覧	3 2
資料 2 7	一般廃棄物処理業者一覧	3 2
資料 2 8	一般土木工事関係事業者一覧（村内のみ）	3 2
資料 2 9	火葬場及び墓地所在地一覧	3 3
資料 3 0	鮫川村指定給水装置工事事業者一覧	3 4
資料 3 1	L P ガス関係事業者一覧（村内のみ）	3 4
資料 3 2	震度階級表	3 5

【資料１】 鮫川村防災会議条例

○鮫川村防災会議条例

昭和３８年６月１４日
鮫川村条例第１７号

(目 的)

第１条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第１６条第６項の規定に基づき、鮫川村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第２条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (１) 鮫川村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (２) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (３) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務（会長及び委員）

第３条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- ２ 会長は、村長をもって充てる。
- ３ 会長は、会務を総理する。
- ４ 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- ５ 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (１) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (２) 福島県の知事の内部の職員のうちから村長が任命する者
 - (３) 福島県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (４) 村長が、その内部の職員のうちから指名する者
 - (５) 教育長
 - (６) 消防団長及び棚倉消防署鮫川分署長
 - (７) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
- ６ 前項第１号、第２号、第３号、第４号及び第７号の委員の定数は、それぞれ１人、３人、１人、５人及び１人とする。
- ７ 第５項第７号の委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- ８ 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第４条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- ２ 専門委員は、地方行政機関の職員、福島県の職員、村の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。
- ３ 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第５条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和６２年３月１６日条例第１２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成１２年３月２２日条例第２２号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

【資料２】 鮫川村防災会議委員名簿

鮫川村防災会議委員名簿

○会長

所属機関名	職 名	住 所	電話番号
鮫 川 村	村 長	鮫川村大字赤坂中野字新宿 3 9 番地 5	0247-49-3111

○委員：鮫川村防災会議条例第 3 条第 5 項第 1 号の委員

所属機関名	職 名	住 所	電話番号
棚 倉 森 林 管 理 署	署 長	棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘 7 3 - 2	0247-33-3111

○委員：同第 2 号の委員

所属機関名	職 名	住 所	電話番号
県 南 地 方 振 興 局	局 長	白河市字昭和町 2 6 9	0248-23-1548
県 南 農 林 事 務 所	所 長	〃	0248-23-1570
棚 倉 土 木 事 務 所	所 長	棚倉町大字関口字上志宝 5 0 - 1	0247-33-3131

○委員：同第 3 号の委員

所属機関名	職 名	住 所	電話番号
棚 倉 警 察 署	署 長	棚倉町大字流字森ノ内 5 9 - 1	0247-33-0110

○委員：同第 4 号の委員

所属機関名	職 名	住 所	電話番号
鮫 川 村	副 村 長	鮫川村大字赤坂中野字新宿 3 9 番地 5	0247-49-3111
〃	総務課長	〃	〃

○委員：同第 5 号の委員

所属機関名	職 名	住 所	電話番号
鮫 川 村 教 育 委 員 会	教 育 長	鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作 1 2 8	0247-49-3151

○委員：同第 6 号の委員

所属機関名	職 名	住 所	電話番号
鮫 川 村 消 防 団	団 長	鮫川村大字赤坂中野字新宿 3 9 番地 5	0247-49-3111
棚倉消防署鮫川分署	分 署 長	鮫川村大字赤坂中野字道少田 1 3 - 1	0247-49-2119

○委員：同第 7 号の委員

所属機関名	職 名	住 所	電話番号
東日本電信電話（株） 郡山営業支店	支 店 長	郡山市駅前一丁目 1 0 - 1	024-922-2300
東北電力ネットワーク 白河電力センター	所 長	白河市字中田 2 9 - 1	0248-23-8107
鮫 川 郵 便 局	局 長	鮫川村大字赤坂中野字道少田 5 9	0247-49-2160

【資料３】 防災関係機関名簿

機 関 名	所 在 地	電話番号
1 鮫川村	鮫川村大字赤坂中野字新宿 3 9 番地 5	0247-49-3111
2 指定地方行政機関 棚倉森林管理署 東北農政局福島県拠点	棚倉町大字棚倉字館ヶ丘 7 3-2 福島市南中央 3-3 6	0247-33-3111 024-534-4157
3 指定公共機関及び指定地方公共機関 N T T 東日本福島支店郡山営業支店 日本赤十字社福島県支部鮫川村分区 東北電力ネットワーク白河電力センター 鮫川郵便局 J R バス関東（株）白河支店 福島県トラック協会県南支部 福島交通（株）棚倉出張所 福島民報社棚倉支局 福島民友新聞社棚倉支局	郡山市駅前 1-1 0-1 鮫川村大字赤坂中野字新宿 3 9 番地 5 白河市中田 2 9-1 鮫川村大字赤坂中野字道少田 5 9 白河市白坂石阿弥陀 7-3 泉崎村泉崎夏針 1 5-1 棚倉町大字流字森ノ内 4 6-2 棚倉町大字棚倉字南町 1 7 7-1 棚倉町大字棚倉字城跡 4 4-6	024-924-6263 0247-49-3111 0248-23-8107 0247-49-2160 0287-24-0489 0248-21-7167 0247-33-2151 0247-33-3289 0247-33-6976
4 福島県 危機管理部災害対策課 県南地方振興局（県民環境部） 県南建設事務所（企画管理部） 県南農林事務所（企画部） 棚倉土木事務所 県南保健福祉事務所	福島市杉妻町 2-1 6 白河市昭和町 2 6 9 白河市昭和町 2 6 9 白河市昭和町 2 6 9 棚倉町大字関口字上志宝 5 0-1 白河市郭内 1 2 7	024-521-7641 0248-23-1548 0248-23-1630 0248-23-1577 0247-33-3131 0248-22-5441
5 福島県警察 棚倉警察署	棚倉町大字流字森ノ内 5 9-1	0247-33-0110
6 消防機関 白河地方広域市町村圏消防本部 棚倉消防署鮫川分署 鮫川村消防団	白河市字立石山 1 5-1 鮫川村大字赤坂中野字道少田 1 3-1 鮫川村大字赤坂中野字新宿 3 9 番地 5	0248-22-2155 0247-49-2119 0247-49-3111
7 その他災害協力団体 東白川郡医師会（久慈の郷内） 東西しらかわ農業協同組合鮫川支店 東白川郡森林組合 東白川建設業協同組合 鮫川村商工会 東白衛生組合 白報社 さめがわ豆新聞社	塙町大字塙字材木町 1 4 鮫川村大字赤坂中野字新宿 8 3 棚倉町大字棚倉字南町 1 0 0-2 棚倉町大字関口字上志宝 1 2-1 鮫川村大字赤坂中野字新宿 3 8 塙町大字上渋井字岩下 1 8-7 棚倉町大字棚倉字南町 1 6 2 鮫川村大字赤坂中野字薄ヶ久保 9	0247-43-1101 0247-49-3131 0247-33-2161 0247-33-2725 0247-49-2171 0247-43-0378 0247-33-2819 0247-57-5017

【資料 4】 鮫川村災害対策本部条例

○鮫川村災害対策本部条例

昭和 38 年 6 月 14 日
条 例 第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 6 項の規定に基づき、鮫川村災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命をうけ、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【資料５】 鮫川村災害対策本部の組織及び運営に関する要綱

鮫川村災害対策本部の組織及び運営に関する要綱

(趣 旨)

第１条 この要綱は、鮫川村災害対策本部条例（昭和38年条例第18号。以下「条例」という。）第４条の規定に基づき、鮫川村災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員)

第２条 条例第２条第２項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副村長、教育長及び消防団長をもって充てる。

２ 条例第２条第３項に規定により災害対策本部長（以下「本部長」という。）が指名する災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(１) 鮫川村行政組織規則（平成 13 年規則第 8 号）及び鮫川村教育委員会事務局組織規則（平成 13 年教委規則第 4 号）に定める課長、室長、局長、課長補佐。

(２) 消防団副団長

(３) 前項に掲げる者のほか、村職員のうちから随時適当と見られる者を本部員として任命することができる。

(組織及び事務分掌)

第３条 本部に、別表第１に掲げる部及び班を置き、別表第２に掲げる事務を分掌する。

２ 部に、鮫川村災害対策本部条例第３条第３項に定める部長のほか、副本部長及び班長を置き、別表第１に掲げる職にある者を充てる。

３ 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

４ 副本部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

５ 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

６ 班は必要に応じ現地に派遣するものとし、事務分掌は災害の状況、種別に応じその都度部長が定める。

(本部の設置及び廃止)

第４条 本部は、次の場合に設置する。

(１) 大規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。

(２) 村内に災害救助法が適用されたとき。

(３) 震度６弱以上の地震が発生したとき。

(４) 大規模な火災により多数の死傷者等が発生したとき。

(５) その他村長が必要と認めたとき。

２ 本部は、鮫川村役場内又は村長の指定する場所に置く。

３ 村長は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めるときは、本部を廃止する。ただし、災害救助法が適用されたときは、同法に基づく救助が完了した場合に廃止する。

(本部会議)

第５条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項の決定並びに総合調整を行うものとする。

２ 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

３ 本部長は、必要に応じ、国の職員その他村の職員以外の者の出席を求めることができる。

(災害対策現地警備組織)

第６条 本部長は、特に風水害の被害の発生が予想される場合は、警備活動を迅速に推進するため、各行政区単位に災害対策現地警備班（以下「警備班」という。）をあらかじめ設置することとする。

２ 警備班は、区長を班長、副区長及び消防分団長を副班長とし、本部長の指名する村職員若干名並びに消防分団員をもって組織する。

３ 警備班長は、班員を指揮し、区域内を警戒し、被害の情報を本部に通報するとともに、急を要する場合は、その対策について適切な応急措置を講ずるものとする。

(災害対策現地本部)

第7条 本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策を推進するため、特にその必要があると認められるときは、名称、所管、区域及び設置場所を定めて、災害対策現地本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。

2 現地本部に災害対策現地本部長及び災害対策現地本部員を置く。

3 前項の職員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

4 災害対策現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括し、現地本部の職員を指揮監督する。

(本部設置前の措置)

第8条 総務課長は、予警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると認められるときは、本部設置前に次の各号に掲げる事項について措置しなければならない。

(1) 予警報及び情報の収集に関すること。

(2) 関係各課及び防災関係機関との連絡調整に関すること。

(3) 人員配備の指示に関すること。

2 休日又は勤務時間外において、警報又は異常な情報を受理した日直者は、直ちに総務課長及び関係課長に報告し、その対応について指示を受けなければならない。

(非常配備の基準)

第9条 本部長は、被害を最小限に防止するため、迅速かつ強力な非常体制を整えるものとする。

2 非常配備の種別、内容等の基準は、別表3のとおりとする。

3 本部は、前項の規定に基づき、配備計画を立て、これを職員に周知するものとする。

(職員の動員)

第10条 本部は、第4条の規定により本部を設置したときは、すみやかに防災無線及び電話等で、職員を招集する。

2 職員は、休日勤務時間外等において大規模な災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、自発的に所属班に参集し、又は所属班に連絡をとり上司の指示を受けるものとする。

(被害状況の報告等)

第11条 各部長は、被害状況を各班、関係機関等を通じ調査し、災害状況報告書（様式第1号）により、本部長に報告するものとする。

2 警備班を設置した場合は、前項の規定にかかわらず警備班長が報告するものとする。

3 被害状況について、報道機関又は関係機関等に発表若しくは通報する場合は、本部長の指示により総務部長が行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関する細部の事項については、本部長が必要に応じて指示するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

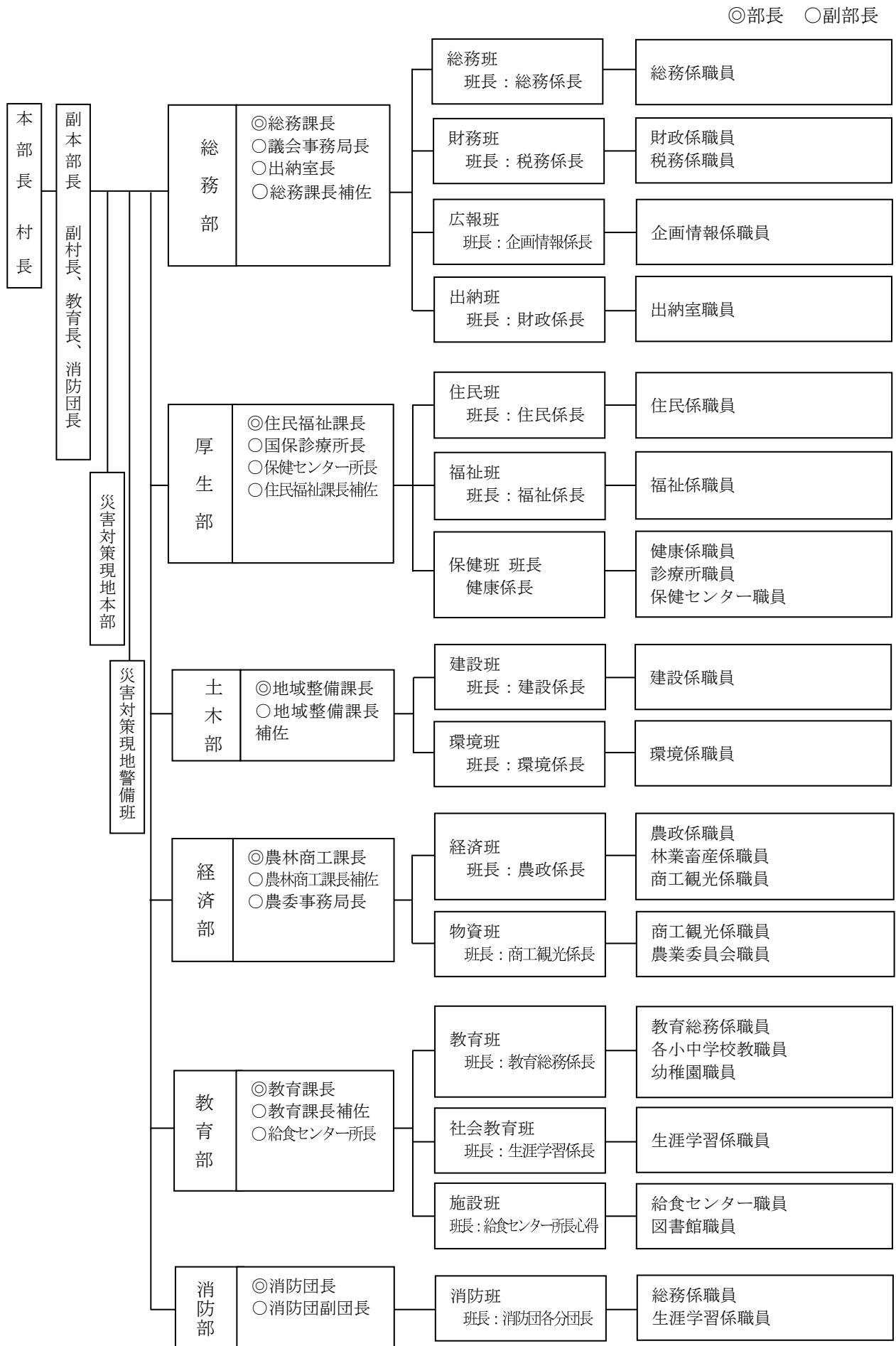
附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

別表1 鮫川村災害対策本部の組織編成図



別表 2 鮫川村災害対策本部所掌事務

部 名	班 名	事 務 分 掌
総 務 部	総 務 班	1 本部運営に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 部内の総括連絡調整に関すること。 4 職員の動員配備に関すること。 5 各部の総合調整に関すること。 6 自衛隊の派遣要請に関すること。 7 車両の配車計画に関すること。 8 気象情報、災害情報の収集、伝達に関すること。 9 防災会議に関すること。 10 協力機関との連絡調整に関すること。 11 県に対する応援要請に関すること。 12 他町村の派遣要請に関すること。 13 災害救助法の適用に関すること。 14 被害状況の報告に関すること。 15 避難実施要領の策定に関すること。 16 消防団及び広域消防機関との連絡調整に関すること。 17 その他、他部班の応援に関すること。
	財 務 班	1 災害応急対策費の予算措置に関すること。 2 災害応急対策に要する経費の経理に関すること。 3 村有財産の被害の調査並びに応急対策に関すること。 4 災害支援資金の貸付に関すること。 5 税の減免及び猶予措置に関すること。 6 固定資産の被害調査に関すること。 7 他の部に属さない防災資材の調達に関すること。 8 その他、他部班の応援に関すること。
	広 報 班	1 住民に対する各種情報の広報伝達に関すること。 2 通信連絡体制の確保に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 被害状況の取りまとめに関すること。 5 災害の記録写真等の整備に関すること。 6 被害統計に関すること。 7 その他、他部班の応援に関すること。
	出 納 班	1 災害応急対策に要する経費の経理に関すること
厚 生 部	住 民 班	1 部内の総括連絡調整に関すること。 2 部内の職員の配備に関すること。 3 戸籍及び埋火葬証明書に関すること。 4 人口異動に関すること。 5 ボランティア団体等の受入及び連絡に関すること。 6 その他、他部班の応援に関すること。
	福 祉 班	1 避難所の運営体制の整備に関すること。 2 罹災者に対する援護対策に関すること。 3 炊き出し等食糧対策に関すること。 4 社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 生活保護世帯、老人世帯、心身障害（児）者世帯、児童及び母子世帯の援護対策に関すること。 6 災害義援金品の受付に関すること。 7 被災者のメンタルヘルスケアに関すること。 8 その他、他部班の応援に関すること。

	保 健 班	1 救護所の開設に関すること。 2 医療及び助産に関すること。 3 感染症の予防及び防疫に関すること。 4 医薬品その他衛生資材の確保及び配布に関すること。 5 医療機関の被害調査及び対策に関すること。 6 その他、他部班の応援に関すること。
土 木 部	建 設 班	1 部内の総括及び連絡調整に関すること。 2 部内の職員の配備に関すること。 3 道路、橋梁、河川、砂防施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 交通不能箇所の調査及び応急対策に関すること。 5 公営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 6 必要機材、車両、材料の調達及び保管に関すること。 7 仮設住宅の資材の調達及び建設に関すること。 8 その他、他部班の応援に関すること。
	環 境 班	1 災害時の飲料水等の確保及び供給に関すること。 2 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 農業集落排水施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 遺体の安置及び埋火葬対策に関すること。 5 し尿及びゴミ処理対策に関すること。 6 公害対策に関すること。 7 その他、他部班の応援に関すること。
経 済 部	経 済 班	1 部内の総括及び連絡調整に関すること。 2 部内の職員の配備に関すること。 3 農地、農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。 5 被災農家に対する農林金融及び農業災害補償に関すること。 6 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 7 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 8 商工業者に対する融資斡旋等に関すること。 9 その他、他部班の応援に関すること。
	物 資 班	1 救援のための生活必需品の調達に関すること 2 援助物資の受入及び給付に関すること。 3 その他、他部班の応援に関すること。
教 育 部	教 育 班	1 部内の総括及び連絡調整に関すること。 2 部内の職員の配備に関すること。 3 教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 被災した園児、児童、生徒の学用品の支給等の教育対策に関すること。 5 避難所等（教育施設）等の提供及び補助に関すること。 6 その他、他部班の応援に関すること。
	社会教育班	1 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 文化財の被害調査及び保護対策に関すること。 3 避難所等（社会教育施設）の提供及び補助に関すること。 4 その他、他部班の応援に関すること。
	施 設 班	1 農業者トレーニングセンター、図書館及び給食センター施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 学校給食対策に関すること。 3 その他、他部班の応援に関すること。

別表第3 非常配備の種別、内容等の基準

(1) 対策本部設置前

※指揮者は総務課長

種 別	配 置 時 期	配 備 内 容
事前配備	1 村域に次の各注意報の1以上が発表され、なお警報の発表が予想されるときで、村長が配備を指令したとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 2 その他必要により、村長が当該配備を指令したとき。	総務課、地域整備課の少数の職員をもって充てる。 状況により警戒配備に円滑に移行できる体制とする。

※指揮者は総務課長

種 別	配 置 時 期	配 備 内 容
警戒配備	1 村域に次の各警報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 暴風雪警報 (4) 洪水警報 (5) 大雪警報 (6) 土砂災害警戒情報 2 その他必要により、村長が当該配備を指令したとき。	予想される災害に関係する課で所要の人員を配置し、情報収集、連絡活動及び応急処置に当たる。 災害の発生とともに直ちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。

(2) 災害対策本部設置後

※指揮者は本部長（村長）

種 別	配 置 時 期	配 備 内 容
第一非常配備	1 村内で局地的に災害が発生し、拡大するおそれがあるとき。 2 複数の地域で災害の発生が予想されるとき。 3 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。 配備要員：対策本部各部各班の概ね1／3	発生災害に関係する各部班の班長は、必要人員を配置して災害応急対策活動ができる体制をとり、又は災害応急活動を実施する。 事態の推移に伴い、第2非常配備に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

※指揮者は本部長（村長）

種 別	配 置 時 期	配 備 内 容
第二非常配備	1 特別警報が発表されたとき 2 村内の複数の地域又は全域で災害が発生したとき。 3 被害が甚大と予想されるとき。 4 その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。	対策本部各部各班のおおむね全員及び協力機関をもって災害応急対策を実施する。

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記一般基準によりがたいと認められる場合には、臨機応変に配備体制を整えるものとする。

災 害 状 況 報 告 書

年 月 日 時 分

鮫川村災害対策本部長（鮫川村長） 様

職・氏名

㊟

（ ）区の災害状況は調査の結果下記のとおりであります。

災 害 別	災 害 状 況

（注 意）

人的被害・・・死傷の別、負傷の程度、氏名、続柄、性別及び年齢

家屋の被害・・・住家、非住家、公共建物の別、棟数、面積、所有者名、世帯員数、被害状況

道路の被害・・・国道、県道及び村道等の別、路線名、場所、延長、幅員、被害状況、交通程度

農地の被害・・・田、畑の別、住所、面積、所有者名、被害状況

農作物の被害・・・作物別に被害場所、内容、面積、関係戸数、被害状況

家畜の被害・・・家畜の種類、頭数、所有者、被害状況

山林、河川等の被害・・・場所、被害内容、面積

以上に記載した例示のほか、必要と認められるものは報告すること。

【資料6】 鯨川村消防団条例

○鯨川村消防団条例

平成22年12月24日 条例第17号

改正

平成28年3月14日 条例第19号

平成31年3月22日 条例第13号

令和元年12月24日 条例第47号

令和3年3月24日 条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき、消防団について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 鯨川村の消防事務を処理するため、消防団を置く。

(名称及び区域)

第3条 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称 鯨川村消防団

区域 鯨川村全域

(定員)

第4条 消防団員（以下「団員」という。）の定員は、230人とする。

(任命)

第5条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき村長が任命し、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、村長の承認を得て任命する。

(1) 鯨川村に居住する者

(2) 年齢18歳以上の者

(3) 志操堅固で、かつ身体強健な者

第5条の2 団員の種類は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。

2 基本消防団員は、機能別消防団員以外の全ての団員とする。

3 機能別消防団員は、特定の消防事務を行うため配置する特別消防団員とする。

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第12条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(宣誓)

第7条 団員となった者は、その任命後別紙様式による宣誓書に署名しなければならない。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事しなければならない。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ定められた指示に従い直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第9条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、任命権者に届けなければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 団員は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 住民に対し、常に水火災その他の災害の予防の啓発に努め、災害が発生したときは、身をていしてこれに当たる心構えを持つこと。

(2) 規律を遵守し、上司の指揮命令のもとに一致団結して災害の防圧に当たること。

(3) 互いに礼節を重んじ、信義を厚くし、常に言行を慎むこと。

(4) 職務に関し、金品の贈与若しくは供応を受け、又はこれを請求する等のことをしないこと。

- (5) 職務上知り得たことの秘密を漏らさないこと。
- (6) 消防団又は団員の名義をもって政治活動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛争に関与しないこと。
- (7) 消防団又は団員の名義をもってみだりに寄附を募集し、又は営利行為をなし若しくは義務の負担となるような行為をしないこと。
- (8) 機械器具その他の消防団の設備資材等を大切に保管し、職務以外に使用しないこと。
- (9) 消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能力を低下させる等の行為を行わないこと。

(分限)

第11条 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合には、これを降任し、又は退職させることができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれにたえない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 第4条に規定する定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 第6条第1号に該当するに至ったとき。
- (2) 国外に転出したとき。

(懲戒)

第12条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は懲戒免職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(退職)

第13条 団員が退職しようとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その承認を受けなければならない。

(報酬)

第14条 団員には、別表第1に定める報酬を支給する。

2 前項の報酬のうち、年額報酬については年1回、出勤報酬については年2回に分けて支給する。

3 年の途中で新たに団員となった場合はその月から、年の途中で退職したときはその月までをそれぞれ月割計算により支給する。

(費用弁償)

第15条 団員が公務上出張したときは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年鮫川村条例第8号）の例による旅費を支給する。

(技術手当)

第16条 ラップ隊の団員に対しては、別表第2に定める技術手当を支給する。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に村長が定める。

附 則

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 鮫川村消防団設置等に関する条例（昭和41年鮫川村条例第10号）は、この条例の施行と同時に廃止する。

附 則（平成28年3月14日条例第19号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第13号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月24日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第8号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）

種別	階級区分		報酬年額
年額報酬	団長		231,000円
	副団長		139,000円
	訓練指導部長		100,000円
	分団長		77,000円
	副分団長		63,000円
	部長		58,000円
	班長		46,000円
	副班長		41,000円
	団員	基本消防団員	36,500円
		機能別消防団員	5,000円
出動報酬 (1回につき)	災害時出動	4時間以上	8,000円
		2時間以上4時間未満	4,000円
		2時間未満	2,000円
	警戒出動	4時間以上	4,000円
		2時間以上4時間未満	2,000円
		2時間未満	1,000円
	訓練等	1回	1,000円

別表第2（第16条関係）

区分	手当年額
ラッパ隊長	5,700円
上記係員	4,700円

別紙様式（第7条関係）

宣 誓 書 私は、日本国憲法及び法律を尊重し、法令、条例及び規則を遵守し、鮫川村民の奉仕者として良心に従って忠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。 年 月 日 鮫川村消防団 第 分団 氏 名
--

【資料 7】 鮫川村消防団規則

○鮫川村消防団規則

平成22年12月24日規則第10号

改正

平成28年 3 月30日規則第 7 号

平成31年 3 月22日規則第 5 号

令和 3 年 3 月22日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び鮫川村消防団条例（平成22年鮫川村条例第17号）の規定に基づき、鮫川村消防団（以下「消防団」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 消防団の組織は、本団及び分団とし、分団の名称及び管轄区域は別表第 1 のとおりとする。

2 本団に、消防団員の教養訓練のため、訓練指導部を置く。

(階級)

第 3 条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 前項の階級（職名を含む。）別定員及び配置は、別表第 2 のとおりとする。

(職務)

第 4 条 団長は、消防団の事務を統括し、団員を指揮監督して法令、条例及び規則に定める職務を遂行する。

2 副団長は、団長を補佐し、団長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 団長及び副団長とも事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ団長の定める順序に従い、分団長又は副団長がその職務を代理する。

(任期)

第 5 条 団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び副班長等の職にあるものの任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に定める者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(災害出場)

第 6 条 消防車が水火災その他の非常災害（以下「災害」という。）の現場に出場するときは、交通法規を遵守するとともに、交通安全を確保するためサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げのときの警戒信号は、鐘を用いるものとする。

第 7 条 災害出場又は引揚げのときに消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 責任者は、消防車を運転する者の隣席に乗車すること。

(2) 団員及び消防職員以外の者を、消防車に乗車させないこと。

(3) 消防車は一列縦隊で、安全を保って走行すること。

第 8 条 消防団は、村長の許可を得ないで村の区域（消防相互応援協定が締結されている地域を除く。）を越えて災害現場に出場してはならない。ただし、本村の区域内であると認め出場したにもかかわらず、現場に近づくにしたがって区域外と判明したときは、この限りでない。

(防ぎよ等の活動)

第 9 条 災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を有効に活用して、村民の生命、身体及び財産の保護に当たり、被害を最小限度に軽減するための防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

(遵守事項)

第10条 消防団が災害の現場に出場したときは、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 団長の指揮の下に行動すること。
- (2) 消防作業は真摯に行うこと。
- (3) 分団は、相互に連絡協調すること。

(現場保存)

第11条 災害の現場において死体を発見したときは、責任者は村長に報告するとともに、警察職員が到着するまで、その現場を保存しなければならない。

(訓練)

第12条 団長は、消防団員の品位の向上及び実施に役立つ技能を習得させるため、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）に従い、定期的に訓練を行わなければならない。

(服制)

第13条 消防団員の服制については、消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）による。

2 前項の規定による消防団員の被服については、別に定める。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 鮫川村消防団組織規則（昭和41年鮫川村規則第6号）は、この規則の施行と同時に廃止する。

附 則（平成28年3月30日規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	管轄区域		
第1分団	第1部 (赤坂中野地区)	第1班	新宿、巡ヶ作の一部、道少田、伏木田、宿ノ入、東前田、真坂、二本田、取上、滝平
		第2班	馬場、辺栗、馬生田、摺合、鬼越、大塩、官沢、薄ヶ久保、前田、上大塩、西前田
	第5部 (赤坂東野・石井草地区)	第3班	広畑、滝ノ下、芦ノ草、内ヶ竜、巡ヶ作の一部、蕨ノ草、木戸沢、大竹、草木、戸草、葉貫
		第4班	官代、前田、森ノ前、石井、大久保、関ノ上、山口、檜久保、大房、中内、遠ヶ竜、大石草、大根屋敷、小名沢、唐露
第2分団	第2部 (赤坂西野地区)	第1班	酒垂、滝、虹ヶ沢、仁田、茅、本坂、名下、頭割、滑石、上、中、西、浅屋敷、薮、前折戸、塩倉、荻ノ沢、前塩倉
		第2班	岫長、火打石、押目、上野町、下野町、蕨平、見渡、岡田、石ノ花、欠下、寅卯平、草牛
	第3部 (西山地区)	第3班	水口、田中、後田中、菅ノ目、菅田、赤柴、発地岡、戸倉、棚橋、余所内、大平、沼野沢、追木、大沢、土路部
		第4班	折戸、宝木、西野内、押野、後折戸、前押野、岩野草、鍛冶平、婦知女賀、沢尻、落合、大久保、鐘搗堂、吉合、横座、大録田
第3分団	第4部 (渡瀬地区)	第1班	渡瀬区全域
	第6部 (富田地区)	第2班	富田区全域
	第7部 (青生野地区)	第3班	青生野区全域

別表第2（第3条関係）

階級		団長	副団長	分団長		副分団長	部長	班長		団員		計
名称	職名	団長	副団長	訓練指導部長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	機能別消防団員	
本 団		1	2	2							30	35
第1分団	第1部				1	1	1	2	2	22		72
	第5部						1	2	2	38		
第2分団	第2部				1	1	1	2	2	34		75
	第3部						1	2	2	29		
第3分団	第4部				1	2	1	1	1	15		48
	第6部						1	1	1	8		
	第7部						1	1	1	13		
計		1	2	2	3	4	7	11	11	159	30	230

【資料8】消防施設及び消防団員等調べ

令和4年4月1日現在

区 分 名 称		消 防 ポ ン プ 自 動 車	小 型 ポ ン プ 付 自 動 車	消 防 団 員 数		備 考
				定 員	実 人 員	
本 団				2 6	2 2	
第 1 分 団	第 1 部	1	3	7 9	6 7	
	第 5 部		4			
第 2 分 団	第 2 部		3	7 6	7 2	
	第 3 部	1	3			
第 3 分 団	第 4 部	1	2	4 9	4 4	
	第 6 部		2			
	第 7 部		2			
計		3	1 9	2 3 0	2 0 5	

【資料9】5段階の警戒レベル

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

（注）避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

【資料１０】鮫川村土砂災害に関する避難指示等の判断基準

○情報入手先

- ・福島地方気象台
- ・土砂キキクル (<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)
- ・気象庁ＨＰ (<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>)
- ・福島県河川流域総合情報システム (<http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/>)
- ・X R A I N雨量情報 (<https://www.river.go.jp/xbandrader/>)
- ・福島県土砂災害警戒区域等の指定箇所 (<http://www4.pref.fukushima.jp/sabou/top.html>)

区分	判 断 基 準
高 齢 者 等 避 難 (警戒レベル３)	①～③のいずれか１つに該当する場合 ①大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合（夕刻時点で発令）
避 難 指 示 (警戒レベル４)	①～⑤のいずれか１つに該当する場合 ①土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ②土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ③警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
緊 急 安 全 確 保 (警戒レベル５)	①～⑤のいずれかに該当する場合 （災害が切迫） ①大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 ②土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル５相当情報〔土砂災害〕）となった場合 （災害発生を確認） ③土砂災害の発生が確認された場合

避難指示等の判断基準は上記のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意すること。

- ・避難指示等の判断に必要な情報については、情報を発表した福島地方気象台、福島県土木部等との間で、相互に情報交換すること。
- ・関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣の市町村でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・自然現象を対象とするため、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、前兆現象、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風雨の中での避難など）など、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行う必要があること。
- ・災害の原因となる現象が発生している地区からの距離や地理的状况等により、異なる種別の避難指示等を発令することが適切な場合もあること。

なお、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行うものとする。

この判断基準は、平成26年7月1日から適用する。

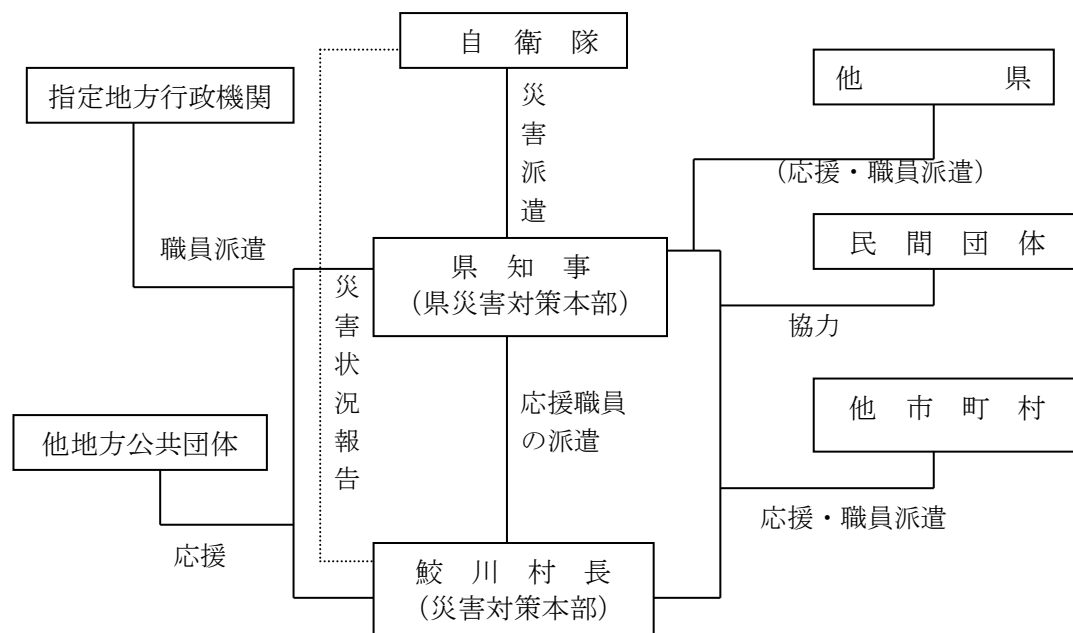
この判断基準は、平成29年5月25日から適用する。

この判断基準は、令和3年5月20日から適用する。

【資料11】応援要請先と根拠法令等

要 請 先	要 請 の 内 容	根 拠 法 令 等
指定行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
知 事	1) 指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋要請 2) 他の地方公共団体の職員の派遣の斡旋要請 3) 応援の要求及び応急対策の実施要請 4) 職員の派遣要請	災害対策基本法第30条第1項 災害対策基本法第30条第2項 災害対策基本法第68条 地方自治法第252条の17
他の市町村長等	1) 応援の要求 2) 職員の派遣要請 3) 災害応援に関する協定に基づく応援要請 a 近隣の市町村間の消防相互応援協定 b 広域消防相互応援協定に基づくもの c 県消防広域相互応援協定に基づくもの	災害対策基本法第67条 地方自治法第252条の17 消防組織法第21条に基づく 消防相互応援協定

◆自衛隊に対する災害派遣要請



注) ……は、県との通信が途絶えた場合

【資料 1 2】災害応援協定締結団体

締結年月日	団体名称	電話番号
昭和43年 9月 1日	棚倉町	0247-33-2111
昭和43年 9月 4日	浅川町	0247-36-4121
昭和43年 9月 7日	塙町	0247-43-2114
昭和43年 9月 7日	古殿町	0247-53-4616
昭和43年 9月 7日	石川町	0247-26-2114
昭和61年 4月 1日	いわき市	0246-22-0123
平成20年 6月 2日	(一社) 東白川郡医師会	
平成24年 3月 2日	国土交通省東北地方整備局	
平成26年 5月 2日	白河青果(株)・丸水白河魚市場(株)	
令和 3年 1月 8日	東北電力ネットワーク(株)	0248-37-6040
令和 3年 1月12日	日本郵便(株)	0247-49-2160
令和 3年 6月 1日	ヤフー(株)	03-6898-6763

【資料 1 3】重要水防区域

番号	水系名	河川名	住所	左岸右岸の別	評定基準	堤防等	氾濫面積	摘 要
1	久慈川	渡瀬川	下 木之根	両岸	水 衡 堤防高	1,500m	4 ha	
2	久慈川	渡瀬川	青生野	両岸	堤防断面	500m	3 ha	
3	鮫 川	鮫 川	辺 栗	両岸	堤防高	250m	1 ha	
4	鮫 川	鮫 川	新 宿	両岸	堤防高	1,700m	3 ha	

【資料 1 4】砂防指定地

指 定 地 番 号	水系名	河川名	区 域	告 示 年 月 日	延長 (m) 面積 (ha)	種 別
599	阿武隈川	畑 田 川		昭和49年5月20日 建設省告示第756号	4.16	設 備 地
829	久 慈 川 左 支	渡 瀬 川		昭和42年3月31日 建設省告示第980号	8.46	設 備 地
885	久 慈 川	上 坪 沢		平成6年1月21日 建設省告示第100号	1.82	設 備 地
				平成6年12月9日 建設省告示第1523号	0.41	設 備 地
2051	鮫 川	鮫 川		昭和47年8月21日 建設省告示第1491号	8.02	設 備 地
2074	鮫 右 川 支	石井草川		昭和42年11月30日 建設省告示第3930号	4.14	設 備 地
2082	鮫 左 川 支	落 合 川		昭和46年5月13日 建設省告示第850号	3.29	設 備 地
2088	鮫 右 川 支	内ヶ竜川		昭和47年8月21日 建設省告示第1491号	11.34	設 備 地
2101	鮫 川	入 野 沢		昭和60年6月13日 建設省告示第930号	0.93	設 備 地
				平成3年1月22日 建設省告示第87号	0.61	設 備 地
2104	鮫 川	沼之湖沢		昭和63年12月12日 建設省告示第2373号	0.66	設 備 地

【資料 1 5】山地災害危険箇所

山腹崩壊危険地区（1 4 6 箇所）

※危険度 A…危険 B…やや危険 C…注意

No.	箇所名	危険度	No.	箇所名	危険度	No.	箇所名	危険度
1	名下①②	C	30	蕨平	C	59	吉合	C
2	茅	B	31	見渡	C	60	新宿①②	B
3	上①②（西野）	C	32	戸倉	C	61	巡ヶ作	C
4	前折戸①②	C	33	発地岡	C	62	東前田	C
5	塩倉	C	34	赤柴	C	63	宿ノ入	B
6	前塩倉	C	35	大沢	C	64	伏木田	C
7	萩ノ沢	C	36	追木	C	65	取上①②	C
8	岡田①	B	37	鍛冶平①②	C	66	大塩①～④	C
9	岡田②	C	38	岩野草	C	67	薄ヶ久保	B
10	石ノ花	C	39	落合	C	68	官沢	B
11	寅卯平①	B	40	大録田	C	69	前田（中野）	B
12	寅卯平②	C	41	横座①～④	C	70	鬼越	C
13	前作	A	42	鐘搗堂	C	71	道少田	B
14	本坂	B	43	前押野①②	C	72	真坂	A
15	酒垂	A	44	棚橋	C	73	二本田	C
16	虹ヶ沢	C	45	菅田	C	74	滝平	C
17	滝	B	46	後田中	C	75	上大塩	C
18	仁田	C	47	余所内	C	76	摺合	C
19	滑石	C	48	西野内	C	77	辺栗	C
20	中	C	49	大平①（西山）	B	78	広畑①	B
21	西	C	50	大平②（西山）	C	79	広畑②	C
22	浅屋敷	C	51	沼野沢	C	80	滝ノ下①	B
23	藪	C	52	折戸	B	81	滝ノ下②	C
24	火打石	B	53	後折戸	C	82	大竹①	A
25	岫長	B	54	宝木	B	83	大竹②	B
26	押目	C	55	押野	C	84	戸草	B
27	上野町	C	56	田中	C	85	大石草①②	C
28	欠下	C	57	婦知女賀	C	86	遠ヶ竜	C
29	草牛①②	C	58	大久保（西山）	B	87	中内	C

No.	箇所名	危険度	No.	箇所名	危険度	No.	箇所名	危険度
88	櫛久保①	B	109	中沢①～⑦	C	130	越虫②	B
89	櫛久保②③	C	110	彦次郎	C	131	木之根	C
90	官代	C	111	反田①	A	132	上（渡瀬）	C
91	森ノ前	A	112	反田②	C	133	中野町	C
92	山口	C	113	鋤木田①②	C	134	関下	C
93	内ヶ竜①	B	114	前沼	B	135	田苗下	C
94	内ヶ竜②	C	115	八斗蒔	C	136	江堀	C
95	中の沢①～③	C	116	二反田	B	137	丸谷地	C
96	芦ノ草	C	117	大戸中	A	138	世々麦①②	C
97	蕨ノ草	C	118	下	C	139	青生野	C
98	木戸沢	C	119	中山①	B	140	赤小名	C
99	草木	C	120	中山②	C	141	大犬平	C
100	葉貫①②	C	121	福原①	B	142	大平①②（青生野）	C
101	唐露	C	122	福原②③	C	143	姿平	C
102	小名沢	C	123	田尻	C	144	反谷地	C
103	大根屋敷①②	C	124	北中ノ町	C	145	西谷地①～③	C
104	大房	C	125	田野上	C	146	羽双	C
105	石井	A	126	関口	C			
106	大久保（石井草）	C	127	西野沢	C			
107	関ノ上	C	128	江竜田	A			
108	前田（東野）	B	129	越虫①	A			

【資料１６】土砂災害警戒区域

区域名	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	指定区域の種類	指定年月日
酒垂-1	酒垂	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年11月30日
酒垂-2	酒垂	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年11月30日
酒垂1号	酒垂	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
茅	茅	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和2年12月22日
虹ヶ沢	虹ヶ沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
滝-1	滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成23年1月25日
滝-2	滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成23年1月25日
滝-3	滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成23年1月25日
滝-4	滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成23年1月25日
滝-5	滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成23年1月25日
滝1号	滝	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和2年12月22日
滑石	滑石	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
上-1	上	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
上-2	上	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
上-3	上	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
上-4	上	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
中	中	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
西-1	西	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
西-2	西	急傾斜地の崩壊	警戒区域	平成22年10月8日
西-3	西	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
前塩倉	前塩倉	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
火打石	火打石	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和2年12月22日
岫長沢	岫長	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年10月29日
押目沢	岫長	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和4年1月28日
押目沢3号	岫長	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和4年1月28日
押目沢2号-1	押目	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年10月29日
押目沢2号-2	押目	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年10月29日
石ノ花	石ノ花	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和2年12月22日
草牛	草牛	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
蕨平	蕨平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
戸倉1号-1	戸倉	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
戸倉1号-2	戸倉	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
戸倉2号	戸倉	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
イリノ沢-1	戸倉	土石流	警戒区域／特別警戒区域	平成23年11月18日
イリノ沢-2	戸倉	土石流	警戒区域	平成23年11月18日
イリノ沢-3	戸倉	土石流	警戒区域／特別警戒区域	平成23年11月18日
戸倉沢-1	戸倉	土石流	警戒区域／特別警戒区域	平成23年11月18日
戸倉沢-2	戸倉	土石流	警戒区域	平成23年11月18日
発地岡-1	発地岡	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
発地岡-2	発地岡	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
発地岡-3	発地岡	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
発地岡-4	発地岡	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
入野沢	発地岡	土石流	警戒区域	平成23年11月18日
赤柴沢	赤柴	土石流	警戒区域	令和元年10月29日
赤柴	赤柴	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和2年12月22日
大平	大平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
沼野沢-1	沼野沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
沼野沢-2	沼野沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
沼野沢-3	沼野沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日

区域名	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	指定区域の種類	指定年月日
沼野沢-4	沼野沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
沼野沢-5	沼野沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
沼野沢-6	沼野沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域	平成22年10月8日
折戸-1	折戸	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
折戸-2	折戸	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
折戸-3	折戸	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
折戸-4	折戸	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
折戸-5	折戸	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
折戸-6	折戸	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
西野内	西野内	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
水口1号-1	水口	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
水口1号-2	水口	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
水口2号-1	水口	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
水口2号-2	水口	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
鍛冶平	鍛冶平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和2年12月22日
岩野草-1	岩野草	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
岩野草-2	岩野草	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
岩野草-3	岩野草	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
岩野草-4	岩野草	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
岩野草沢	岩野草	土石流	警戒区域	令和4年1月28日
落合	落合	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
大録田	大録田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和2年12月22日
新宿	新宿	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
新宿2号-1	新宿	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
新宿2号-2	新宿	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
新宿3号	新宿	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年11月30日
新宿沢	新宿	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年10月29日
新宿沢2号	新宿	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年10月29日
新宿1号	新宿	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和2年12月22日
道少田-1	道少田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
道少田-2	道少田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
道少田沢	道少田	土石流	警戒区域／特別警戒区域	平成23年11月18日
道少田沢2号	道少田	土石流	警戒区域／特別警戒区域	平成23年11月18日
道少田1号	道少田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和2年12月22日
伏木田1号	伏木田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
伏木田-1	伏木田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年11月30日
伏木田-2	伏木田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年11月30日
真坂	真坂	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
真坂1号	真坂	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
滝平沢	滝平	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年10月29日
滝平	滝平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
大塩沢	大塩	土石流	警戒区域	令和元年12月20日
大塩沢2号	大塩	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年12月20日
大塩2号	大塩	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
大塩1号	大塩	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年12月24日
薄ヶ久保-1	薄ヶ久保	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
薄ヶ久保-2	薄ヶ久保	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
官沢-1	官沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
官沢-2	官沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
東前田沢	東前田	土石流	警戒区域	平成23年11月18日

区域名	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	指定区域の種類	指定年月日
摺合	摺合	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和4年1月28日
沼之湖沢	辺栗	土石流	警戒区域	令和元年10月29日
巡ヶ作-1	巡ヶ作	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年11月30日
巡ヶ作-2	巡ヶ作	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年11月30日
広畑	広畑	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年11月30日
広畑1号-1	広畑	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年11月30日
広畑1号-2	広畑	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年11月30日
広畑1号-3	広畑	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年11月30日
蕨の草-1	蕨ノ草	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
蕨の草-2	蕨ノ草	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
蕨ノ草1号	蕨ノ草	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
蕨ノ草2号	蕨ノ草	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
大竹沢	大竹	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年12月20日
戸草沢2号	戸草	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
戸草沢3号	戸草	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
戸草1号	戸草	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
戸草3号	戸草	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
葉貫	葉貫	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
大石草2号	大石草	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
遠ヶ竜	遠ヶ竜	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和2年12月22日
遠ヶ竜沢2号	遠ヶ竜	土石流	警戒区域	令和4年1月28日
大根屋敷沢-1	大根屋敷	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年10月29日
大根屋敷沢-2	大根屋敷	土石流	警戒区域	令和元年10月29日
大根屋敷	大根屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和2年12月22日
内ヶ竜沢2号	内ヶ竜	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年10月29日
内ヶ竜2号	内ヶ竜	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
内ヶ竜3号	内ヶ竜	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和4年1月28日
内ヶ竜沢4号	内ヶ竜	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和4年1月28日
官代沢5号	官代	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年10月29日
官代1号	官代	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和2年12月22日
官代沢6号	官代	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
官代沢	官代	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和4年1月28日
森の前1号	森ノ前	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
森ノ前-1	森ノ前	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年11月30日
森ノ前-2	森ノ前	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年11月30日
石井草	森ノ前	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年11月30日
関ノ上沢	関ノ上	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年10月29日
前沼4号	前沼	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和2年12月22日
前沼1号	前沼	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
前沼5号	前沼	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
鍬木田沢	鍬木田	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年12月20日
鍬木田沢3号	鍬木田	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年12月20日
鍬木田沢5号	鍬木田	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年12月20日
鍬木田1号	鍬木田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和2年12月22日
鍬木田2号	鍬木田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和2年12月22日
二反田	二反田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
中沢1号	中沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和3年10月19日
江竜田-1	江竜田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
江竜田-2	江竜田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成22年10月8日
江竜田沢-1	江竜田	土石流	警戒区域	平成23年11月18日

区域名	所在地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	指定区域の種類	指定年月日
江竜田沢-2	江竜田	土石流	警戒区域／特別警戒区域	平成 23 年 11 月 18 日
江竜田沢 2 号	江竜田	土石流	警戒区域／特別警戒区域	平成 23 年 11 月 18 日
江竜田沢 3 号	江竜田	土石流	警戒区域	平成 23 年 11 月 18 日
西野沢-1	西野沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成 22 年 10 月 8 日
西野沢-2	西野沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成 22 年 10 月 8 日
細ノ入沢	大戸中	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和 3 年 10 月 19 日
大戸中沢	大戸中	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和 3 年 10 月 19 日
下沢	下	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年 12 月 20 日
下 2 号	下	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和 2 年 12 月 22 日
上坪沢	木之根	土石流	警戒区域	平成 23 年 1 月 25 日
中野町	中野町	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成 22 年 10 月 8 日
中野町沢	中野町	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和 2 年 12 月 22 日
中山	中山	地すべり	警戒区域	平成 26 年 3 月 28 日
福原 1 号	福原	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和 2 年 12 月 22 日
田尻	田野上	地滑り	警戒区域	令和 3 年 12 月 24 日
関下沢	関下	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和 2 年 12 月 22 日
関口沢	関口	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年 12 月 20 日
関口	関口	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和 3 年 10 月 19 日
越虫沢	越虫	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年 12 月 20 日
越虫沢 2 号	越虫	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年 12 月 20 日
越虫 3 号	越虫	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和 3 年 10 月 19 日
越虫 4 号	越虫	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和 3 年 10 月 19 日
越虫 5 号	越虫	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和 3 年 10 月 19 日
青生野沢 3 号	丸谷地	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年 12 月 20 日
青生野沢	大犬平	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年 12 月 20 日
青生野沢 2 号	大犬平	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年 12 月 20 日
青生野 2 号	大犬平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和 2 年 12 月 22 日
大犬平 1 号	大犬平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和 3 年 10 月 19 日
大犬平 2 号	大犬平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和 3 年 10 月 19 日
羽双 1 号	羽双	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和 3 年 10 月 19 日
羽双 2 号	羽双	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和 3 年 10 月 19 日
江堀 1 号	江堀	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和 3 年 10 月 19 日
江堀 2 号	江堀	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和 3 年 10 月 19 日
青生野 1 号	青生野	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	平成 22 年 10 月 8 日
世々麦沢	青生野	土石流	警戒区域／特別警戒区域	平成 23 年 11 月 18 日
青生野沢 5 号	青生野	土石流	警戒区域／特別警戒区域	令和元年 12 月 20 日
青生野 3 号	青生野	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和 3 年 10 月 19 日
青生野 4 号	青生野	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和 3 年 10 月 19 日
世々麦	世々麦	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和 3 年 10 月 19 日
姿平	姿平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	令和 3 年 10 月 19 日

【資料 1 7】土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

施 設	危 険 箇 所 の 内 容
鮫川村立鮫川小学校	道少田-1（急傾斜地才崩落） 道少田沢（土石流）、道少田沢 2 号（土石流）

【資料１８】国・県・村指定文化財一覧

指定別	種 類	指定年月日	名 称	所在地	所有者及び管理者
県	重要文化財	昭和 49 年 5 月 7 日	木造薬師如来立像	彦次郎	
	天然記念物	昭和 28 年 10 月 1 日	西山のイチイ	宝木	
村	無形文化財	昭和 48 年 1 月 10 日	渡瀬の獅子舞	江竜田	渡瀬獅子舞保存会
	史 跡	昭和 51 年 8 月 14 日	渡瀬村救荒修祭記碑	木之根	渡瀬区
		昭和 51 年 8 月 14 日	追分石	折戸	阿久津春男
		昭和 51 年 8 月 14 日	越惣太郎就縛の地	北中ノ町	大平太平
		令和 4 年 12 月 21 日	赤坂館跡	館山	小松幹夫ほか
	有形文化財	昭和 54 年 3 月 29 日	木造揚柳観音菩薩座像	大塩	大塩農事組合
		昭和 54 年 3 月 29 日	切石観世音	上	切石観世音世話人
		昭和 60 年 6 月 20 日	折戸阿弥陀三尊像	折戸	折戸集落
		昭和 60 年 6 月 20 日	富田薬師堂	彦次郎	東光寺
		昭和 60 年 6 月 20 日	旧赤坂家長屋門	木之根	赤坂博男
		令和 4 年 12 月 21 日	熊野神社飛翔獅子型狛犬	名下	熊野神社
	天然記念物	令和 4 年 12 月 21 日	強滝甌穴群	強滝	福島県

【資料１９】緊急輸送路の指定

第 1 次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
国 道	2 8 9 号線 3 4 9 号線	埴町境～いわき市境 埴町境～古殿町境

第 2 次確保路線

種 別	路 線 名	区 間
県 道	棚倉鮫川線 勿来浅川線 赤坂東野埴線 赤坂西野石川線	棚倉町境～国道 3 4 9 号 いわき市境～浅川町境 国道 2 8 9 号～国道 3 4 9 号 県道勿来浅川線～石川町境

【資料２０】避難路の指定

種 別	路 線 名	区 間
国 道	２８９号線 ３４９号線	塙町境～いわき市境 塙町境～古殿町境
県 道	棚倉鮫川線 勿来浅川線 赤坂東野塙線 赤坂西野石川線 明内田中線	棚倉町境～国道３４９号 いわき市境～浅川町境 国道３４９号～国道２８９号 県道勿来浅川線～石川町境 古殿町境～県道赤坂西野石川線
村 道	戸草関口線 官沢西山線 菅ノ目浅川線 田尻関口線 関口世々麦線 福原塙線 石井草遠ヶ竜線 遠ヶ竜戸草線 羽双線 新宿広畑線 世々麦西谷地線 巡ヶ作線 鮫川中学校線 寅卯平富田線 官沢余所内線 富田山田線 見渡酒垂線 関下関口線 中沢線 中沢田尻線 戸草井出線 新宿古殿線 岫長塩倉線 壇ノ岡線	国道３４９号～村道関口世々麦線 県道勿来浅川線～県道赤坂西野石川線 県道赤坂西野石川線～浅川町境 県道赤坂東野塙線～村道関口世々麦線 村道関下関口線～国道３４９号 県道赤坂東野塙線～塙町境 古殿町境～県道勿来浅川線 県道勿来浅川線～国道３４９号 国道２８９号～塙町境 国道３４９号（前田地内）～国道３４９号（広畑地内） 国道３４９号～国道２８９号 村道新宿広畑線～国道３４９号 県道赤坂東野塙線～村道壇ノ岡線 県道棚倉鮫川線～県道赤坂東野塙線 村道官沢西山線～村道菅ノ目浅川線 県道赤坂東野塙線～棚倉町境 県道棚倉鮫川線～県道勿来浅川線 国道２８９号～村道関口世々麦線 国道３４９号～村道中沢関口線 村道中沢線～県道赤坂東野塙線 国道３４９号～いわき市境 村道新宿広畑線～村道石井草遠ヶ竜線 県道棚倉鮫川線～浅川町境 村道巡ヶ作線～村道鮫川中学校線

【資料２１】ヘリコプター臨時離着陸場

- | | |
|---------------|--------------------|
| １．西野グランド | 鮫川村大字赤坂西野字名下５７ |
| ２．鮫川村立鮫川中学校校庭 | 鮫川村大字赤坂中野字巡ヶ作１３０－４ |
| ３．鮫川村民運動場 | 鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入８３ |
| ４．青生野村民運動場 | 鮫川村大字青生野字大犬平２２５ |

【資料 2 2】指定緊急避難場所

避難場所	避難場所の位置	電話番号
さめがわこどもセンター園庭	大字赤坂西野字酒垂 3 番地 3	0247-29-1010
西山林研広場	大字西山字水口向 2 9 番地	
鮫川村立鮫川小学校校庭	大字赤坂中野字道少田 8 6 番地	0247-49-2005
鮫川村村民運動場	大字赤坂中野字宿ノ入 8 3 番地	
鮫川村青少年広場	大字赤坂中野字宿ノ入 1 0 8 番地	
鮫川村立鮫川中学校校庭	大字赤坂中野字巡ヶ作 1 3 0 番地 4	0247-49-3101
旧鮫川村立富田小学校校庭	大字富田字彦次郎 2 1 3 番地	
渡瀬区運動広場	大字渡瀬字中山 2 2 7 番地 1	
旧鮫川村立青生野小学校校庭	大字青生野字大犬平 5 6 番地	
青生野村民運動場	大字青生野字大犬平 2 2 5 番地	

【資料 2 3】指定一般避難所

避難所	避難所の位置	電話番号
さめがわこどもセンター	大字赤坂西野字酒垂 3 番地 3	0247-29-1010
赤坂西野区民センター	大字赤坂西野字頭割 6 2 番地 1	0247-49-3395
西山区集落センター	大字西山字水口向 2 番地 1	0247-49-2385
鮫川村農業者トレーニングセンター	大字赤坂中野字宿ノ入 6 4 番地	0247-49-3295
鮫川村公民館	大字赤坂中野字巡ヶ作 1 2 8 番地	0247-49-3151
中の沢集落センター	大字赤坂東野字大房 5 0 番地 2	0247-49-2255
富田村民体育館	大字富田字彦次郎 2 1 3 番地	
富田区集落センター	大字富田字彦次郎 2 0 0 番地	0247-49-2867
渡瀬区集落センター	大字渡瀬字中山 2 2 8 番地 3	0247-48-2253
鮫川村保健センター	大字赤坂中野字新宿 1 8 9 番地 1	0247-29-1231
高齢者総合福祉センター「ひだまり荘」	大字赤坂中野字宿ノ入 3 5 番地	0247-49-3600
鮫川村役場	大字赤坂中野字新宿 3 9 番地 5	0247-49-3111
青生野村民体育館	大字青生野字大犬平 5 6	

【資料 2 4】指定福祉避難所

避難所	避難所の位置	電話番号
鮫川村保健センター	大字赤坂中野字新宿 1 8 9 番地 1	0247-29-1231
高齢者総合福祉センター「ひだまり荘」	大字赤坂中野字宿ノ入 3 5 番地	0247-49-3600

【資料 2 5】鮫川村内医療機関等一覧

医科

施設名	診療科目	ベッド数
1 鮫川村国民健康保険診療所（村保健センター内）	内科 小児科	—

歯科

施設名	摘 要
1 さめがわ歯科医院（村保健センター内）	

【資料２６】東白川郡医師会所属医療機関一覧

医 療 機 関 名		医師名	住 所
1	大木医院	大木 晴夫	棚倉町大字棚倉字古町２８-４
2	医療法人敬友会 あらまちクリニック	大木 行夫	棚倉町大字棚倉字北町１５６-２
3	おおひら整形外科クリニック	大平 繁男	棚倉町大字棚倉字町裏５３-８
4	医療法人久慈会 深谷クリニック	深谷 久美	棚倉町大字関口字上志宝７３
5	ふじた循環器内科クリニック	藤田 禎規	棚倉町大字棚倉字北町２２
6	和田医院	和田 良仁	棚倉町大字棚倉字城跡３-１
7	医療法人木村医院	木村 純	矢祭町大字戸塚字山崎１１６-１
8	医療法人聖友会 東館診療所	白川 正樹	矢祭町大字東館字反田１３-１
9	医療法人社団青秀会 車田病院	青山 幸生	塙町大字塙字大町３-３５
10	福島県厚生農業協同組合連合会 塙厚生病院	佐川 恵一	塙町大字塙字大町１-５
11	医療法人徹仁会 中島医院	中島 徹真	塙町大字塙字本町１１４-１
12	鮫川村国民健康保険診療所	木村 芳朗	鮫川村大字赤坂中野字新宿１８９-１
13	医療法人つちやクリニック	土屋 原	塙町大字塙字材木町１０-１
14	医療法人明徳会 杉山胃腸外科皮膚科	杉山 明徳	棚倉町大字棚倉字広畑１５３-７

【資料２７】一般廃棄物処理業者一覧

番号	廃棄物業者名	代表者名	住 所
1	株式会社大都	藤田 大門	棚倉町大字仁公儀ソナ地252-3
2	株式会社吉成運送店	吉成 匡弘	塙町植田字前ノ内73-3
3	協業組合福島県南環境衛生センター	本多 昌雄	塙町大字台宿字下稲沢385-19
4	ナスクリーン有限会社	小林 厚文	塙町大字塙字桜木町277-2
5	株式会社アオショー物流	石井 義朗	塙町大字伊香字松原71-1
6	東白運送有限会社	南條 隆明	塙町大字塙字大町1-23
7	有限会社ミズノリサイクル	水野 政夫	古殿町大字大久田字松久保22
8	有限会社平成クリーンサービス	藤田 圭希	棚倉町大字棚倉字古町50-1

【資料２８】一般土木工事関係事業者一覧（村内のみ）

番号	業 者 名	代表者名	住 所	電話番号
1	国島建設株式会社	国島 義麿	鮫川村大字富田字鋤木田155	0247-49-2322
2	湯座建設株式会社	湯坐 好郎	鮫川村大字赤坂中野字取上11-2	0247-49-2269
3	小松重機土木有限会社	小松 次男	鮫川村大字渡瀬字大戸中241	0247-48-2055
4	有限会社蛭田建設工業	蛭田 實	鮫川村大字渡瀬字福原24-1	0247-49-3140
5	東白工業株式会社	鈴木 次男	鮫川村大字赤坂東野字大石草137	0247-49-2522
6	株式会社森建設	森 康治	鮫川村大字赤坂中野字道少田39	0247-49-2626
7	有限会社花月庭園	関根 巨樹	鮫川村大字赤坂西野字荻ノ沢22	0247-49-2397

【資料 2 9】火葬場及び墓地所在地一覧

場 所	責任者氏名	墓地の所在地	埋葬（火葬）能力	備 考
名下墓地	鮫川村長	大字赤坂西野字名下260 ほか		
中野町墓地	鮫川村長	大字赤坂西野字中野町45		
石ノ花墓地	鮫川村長	大字赤坂西野字石ノ花70		
蕨平墓地	鮫川村長	大字赤坂西野字蕨平35-4		
前作墓地	鮫川村長	大字赤坂西野字前作112		
藪墓地	鮫川村長	大字赤坂西野字藪124-2		
荻ノ沢墓地	鮫川村長	大字赤坂西野字荻ノ沢88-2		
本坂墓地	鮫川村長	大字赤坂西野字本坂135-2		
上大塩墓地	鮫川村長	大字赤坂西野字上大塩139-2		
官沢墓地	鮫川村長	大字赤坂西野字官沢246-2		
戸倉墓地	鮫川村長	大字西山字戸倉304-2		
摺合墓地	鮫川村長	大字西山字摺合86-2		
落合墓地	鮫川村長	大字西山字落合270-2		
宝木墓地	鮫川村長	大字西山字宝木163		
大久保墓地	鮫川村長	大字西山字大久保92		
余所内墓地	鮫川村長	大字西山字余所内281		
後折戸墓地	鮫川村長	大字西山字後折戸107-1		
二段田墓地	鮫川村長	大字西山字二段田80		
真坂墓地	鮫川村長	大字赤坂中野字真坂189-2		
道少田墓地	鮫川村長	大字赤坂中野字道少田130		
官代墓地	鮫川村長	大字赤坂東野字官代180-7ほか		
葉貫墓地	鮫川村長	大字赤坂東野字葉貫40		
前田墓地	鮫川村長	大字赤坂東野字前田104-2		
大房墓地	鮫川村長	大字赤坂東野字大房130		
大石草墓地	鮫川村長	大字赤坂東野字大石草160-4		
芦ノ草墓地	鮫川村長	大字赤坂東野字芦ノ草147		
戸草共同墓地	鮫川村長	大字赤坂東野字戸草26-27		
唐露墓地	鮫川村長	大字赤坂東野字唐露9		
森ノ前墓地	鮫川村長	大字石井草字森ノ前59		
大根屋敷墓地	佐久間榮一ほか	大字石井草字大根屋敷38		
中沢墓地	鮫川村長	大字富田字中沢270		
前沼墓地	鮫川村長	大字富田字前沼263 ほか		
東光寺墓地	鮫川村長	大字富田字前沼264		
湯川墓地	鮫川村長	大字富田字中沢426		
愛宕山墓地	鮫川村長	大字富田字鍬木田322-6		
長戸墓地	鮫川村長	大字富田字鍬木田353-2		
愛宕山墓地	鮫川村長	大字富田字鍬木田251-1		
下墓地	鮫川村長	大字渡瀬字上耕地302		
江竜田墓地	鮫川村長	大字渡瀬字前ノ沢212		
田尻墓地	鮫川村長	大字渡瀬字田尻92-2		
関口墓地	鮫川村長	大字渡瀬字関口300		
福原墓地	鮫川村長	大字渡瀬字福原312		
越虫墓地	鮫川村長	大字渡瀬字越虫72-3		
木之根墓地	鮫川村長	大字渡瀬字木之根175-2		
越虫 7 6 墓地	鮫川村長	大字渡瀬字越虫76		
青生野墓地	鮫川村長	大字青生野字西谷地106 ほか		
世々麦墓地	鮫川村長	大字青生野字丸谷地188		
東白斎苑	東白衛生組合	棚倉町大字棚倉字崖ノ上90		

【資料 3 0】 鮫川村指定給水装置工事事業者一覧

番号	業者名	代表者名	業者の所在地	電話番号
1	有限会社笹島管工設備	笹島 正子	浅川町大字浅川字本町45-2	0247-36-2280
2	株式会社カンスイ	本多 幸雄	塙町大字塙字材木町47-1	0247-43-0234
3	株式会社コバヤシ	小林 秀樹	棚倉町大字金沢内字山ノ神78-3	0247-33-6661
4	株式会社トーホク・オカベ	岡部 稔	古殿町大字田口字寺前111-1	0247-53-3171
5	光工業株式会社	関根 章央	須賀川市岩渕字岡谷地40-5	0248-62-6591
6	井坂設備株式会社	井坂 和吉	塙町大字塙字大町5-11-6	0247-43-2326
7	福島水交株式会社	馬目 守	いわき市常磐湯本町天王崎46	0246-43-3234
8	鈴五建設工業株式会社	鈴木 正子	浅川町大字浅川字背戸谷地158-10	0247-36-2018
9	藤田建設工業株式会社	内藤 勇雄	棚倉町大字棚倉字南町20	0247-33-2281
1 0	有限会社藤田水道工業	藤田富士夫	棚倉町大字関口字一本松111-1	0247-33-2149
1 1	有限会社蛭田建設工業	蛭田 實	鮫川村大字渡瀬字福原24-1	0247-49-3140
1 2	白坂水道工業所	白坂 知隆	棚倉町大字寺山字鶴生13	0247-33-4561
1 3	株式会社鑛エスアル工業	小野寺美樹	須賀川市八幡153	0248-76-3535
1 4	株式会社平成工業	小室 敏	矢吹町五本松32-2	0248-44-4342
1 5	ヤブキ設備	矢吹 正生	鮫川村大字赤坂西野字大塩206	0247-49-2748
1 6	山田設備工業株式会社	山田顕一郎	白河市新白河1-251	0248-22-1195
1 7	株式会社芳賀設備	芳賀 元春	石川町大字沢井字十三塚34-178	0247-26-8833
1 8	株式会社セキネ設備	関根 修	須賀川市小作田字殿田12	0248-79-4204
1 9	有限会社瀬谷設備	瀬谷 錦一	中島村大字二子塚字浦山36	0248-52-3331
2 0	畠山設備有限会社	畠山 正行	中島村大字二子塚字西内38-3	0248-52-2838
2 1	株式会社福産建設	吉田 一治	石川町大字双里字桜町20	0247-26-3355
2 2	株式会社アクアテック	渡邊 謙之	郡山市桑野4-4-52斉藤ビル101	024-925-3911
2 3	株式会社アオキ	青木 勝直	須賀川市舘ヶ岡字本郷53	0248-88-1321
2 4	東白商事株式会社	白石 禎彦	塙町大字塙字栄町4	0247-43-1135
2 5	三洋設備株式会社	熊田 勇一	郡山市富田町字権現林3-4	024-961-3727
2 6	有限会社日栄設備	植村 政治	郡山市大槻町字中反田4-5	024-952-1253
2 7	矢祭建設株式会社	藤田 清	矢祭町大字内川字真木野5	0247-46-2383
2 8	金沢総合設備	金沢 則行	棚倉町大字寺山字寺沢7	0247-33-5126
2 9	中島設備	中島 武夫	白河市老久保155-10	

【資料 3 1】 L P ガス関係事業者一覧（村内のみ）

	業 者 名	代表者名	住 所	電話番号
1	生田目ガス店	生田目 宏好	鮫川村大字石井草字小名沢1	0247-49-2521
2	東西しらかわ農業 協同組合鮫川支店	鮫川支店長	鮫川村大字赤坂中野字新宿83	0247-49-3131

【資料 3 2】震度階級表

震度	説 明	参 考 事 項
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。
4	ほとんどの人が驚く。 歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が、倒れることがある。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。 テレビが台から落ちることがある。 固定していない家具が倒れることがある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。